

令和3年第1回定例会

富良野市議会会議録

令和3年3月9日(火曜日)午前10時00分開議

◎議事日程(第5号)

日程第1 市政に関する一般質問

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 宮田均君 | 1. 職員数や給料の適正化と研修について |
| | 2. 行政評価制度について |
| | 3. 新市庁舎建設着工後における見通しについて |
| | 4. 地域連合会の今後のあり方について |
| 佐藤秀靖君 | 1. 防災行政における諸課題について |
| 大栗民江君 | 1. 若者世代を支援する取り組みについて |
| 水間健太君 | 1. 選挙における新型コロナウイルス感染症対策について |

◎出席議員(18名)

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	13番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	渋谷正文君
	3番	大西三奈子君		4番	松下寿美枝君
	5番	大栗民江君		6番	関野常勝君
	7番	石上孝雄君		8番	水間健太君
	9番	小林裕幸君		10番	家入茂君
	11番	本間敏行君		12番	佐藤秀靖君
	14番	宇治則幸君		15番	日里雅至君
	16番	天日公子君		17番	後藤英知夫君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	北猛俊君	副市長	石井隆君
総務部長	稲葉武則君	市民生活部長	山下俊明君
保健福祉部長	柿本敦史君	経済部長 兼ぶどう果樹研究所長	川上勝義君
建設水道部長	小野豊君	看護専門学校長	澤田貴美子君

総務課長 今井 顕一 君
企画振興課長 関澤 博行 君
教育委員会教育部長 亀 淵 雅彦 君
選挙管理委員会事務局長 大 内 康宏 君

財政課長 藤野 秀光 君
教育委員会教育長 近 内 栄一 君
選挙管理委員会委員長 伊 藤 和朗 君

◎事務局出席職員

事務局長 清水 康博 君
書記 佐藤 知江 君

書記 大津 諭 君
書記 向山 孝行 君

午前10時00分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（黒岩岳雄君） 本日の会議録署名議員には、
関野常勝君
家入茂君
を御指名申し上げます。

行 政 報 告

○議長（黒岩岳雄君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する申し出を許可します。
市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

1、3月2日の大雪による農業被害の発生について。

3月2日の大雪により、ビニールハウスが倒壊するなどの被害が発生し、3月6日現在、90戸、236棟に上るとともに、牛舎棟、農業用倉庫6棟にも一部損壊する被害が発生しており、市として、ふらの農業協同組合及び北海道中央農業共済組合富良野支所と連携し、被害状況の把握に努めているところであります。

このたびのビニールハウスの倒壊により、アスパラについては収穫のおくれ、メロン、水稻については、定植時期のおくれや作付の見直しなどの影響が懸念されるところであります。

以上です。

日程第1 市政に関する一般質問

○議長（黒岩岳雄君） 日程第1、市政に関する一般質問を行います。

質問の順序は、御配付のとおり、順次、行います。

質問は、4名の諸君により、7件の通告があります。

質問に当たっては、重複を避け、また、答弁に際しましても、簡潔にされるよう御協力をお願い申し上げます。
それでは、ただいまより宮田均君の質問を行います。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） -登壇-

おはようございます。

通告に従いまして、順次、質問をさせていただきます。

1件目、職員数や給料の適正化と研修についての項目1点目、一般行政職員の給料についてお伺いします。

2020年4月1日時点での総務省発表の一般行政職員の平均給与は、道内1位、月平均39万2,082円、平均年齢が44.3歳となっており、平均年齢の高さなども考えられますが、今後の課題、考え方についてお伺いいたします。

項目2点目は、職員と会計年度任用職員の働き方と人数についてお伺いいたします。

1点目に、2020年4月1日時点で、職員261名、再任用職員8名、会計年度任用職員205名となっておりますが、仕事内容の分け方、働き方と任用職員の必要な人数の考え方についてお伺いいたします。

2点目に、会計年度任用職員の時間給を私は上げるべきではないかと思いますが、時間給897円の考え方の根拠についてお伺いいたします。

3点目に、職員残業のあり方、管理について、残業の申し出許可の管理は適切に行われているのか、お伺いいたします。

4点目に、職員代休、年次有給休暇のとり方と管理についてお伺いいたします。

市民の問い合わせに対し、いま、係が休みなので、出勤する何日にまたお願いしますなどの対応があったとの声が市民からあります。日曜、祝日をまたぐ日に多いとお聞きします。このような対応がないことが求められますが、職員が休暇中のフォローはどのようにされているのか、お伺いいたします。

項目3点目は、職員の研修、教育についてお伺いいたします。

1点目に、姉妹都市である西脇市、海外のシュラートミンク市において、特に、海外研修は、新しい発見、考え方、手法など、将来の自治のあり方に有効と考えますが、長期研修制度の考え方についてお伺いいたします。

2点目に、市民対応、挨拶、電話対応などの初期教育についてお伺いいたします。

各課はもちろんですが、来庁者への明るい挨拶は、行政が市民、関係者に好感を持たれ、コミュニティーをつくる第一歩と考えます。電話対応も、最近では何課の誰々ですとはっきり言ってくれる方向にあるのは好感が持てる場所ですが、会計年度任用職員を含む職員のコミュニケーションを良好にする初期教育をどのように行っているのか、見解をお伺いいたします。

次に、2件目の行政評価制度について、1点お伺いいたします。

各課、担当部局の取り組み、課題と達成目標をチェックし、市民にわかりやすい、将来の課題を含めた行政評価制度が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

続いて、3件目の新市庁舎建設着工後における見直しについて、2点お伺いいたします。

1点目に、建設費その他で62億3,000万円(68ページで訂正)、実質市負担の37億5,000万円に増はないのか、お伺いいたします。

2点目に、建設作業に伴う市内経済波及効果の把握について、工事が始まると市内経済波及効果も期待できると市長がおっしゃっていましたが、工事が始まり、市内経済波及効果はどのくらいあるのか、現時点で把握している内容についてお伺いいたします。

4件目は、地域連合会の今後のあり方についてお伺いいたします。

連合会からの区会の退会についてお伺いいたします。

昨年11月、市内連合会から1区会が退会しました。連合会でも事情聴取、相談を受け、慰留はしましたが、規約などもなく、退会理由としては、役員の担い手不足、活動への参加者が限られ、負担増などが挙げられました。地域が一体となって行う地域住民の生活向上と交流、安心・安全を守る各種活動に影響を及ぼすばかりか、行政との協働、防災、見守り、ごみ問題、子供の地域育成など、幅広い分野に影響を与えると考えます。

市政執行方針にもあるコミュニティー活動の活性化と協働については、コミュニティー活動推進員と各連合会との連携により、市民による協働のまちづくりを推進してとありますが、以上のことから、3点お伺いいたします。

1点目に、行政は、この事態をどのように捉え、考えているのか。

2点目に、市民、地域のコミュニティーのあり方、考え方についてお伺いします。

3点目に、コミュニティー形成における市の役割についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

訂正をお願いいたします。

新市庁舎建設着工後における見直しについての1点目で、63億3,000万円と申しましたが、62億3,000万円の間違いです。おわびしまして、訂正をよろしくお伺いいたします。

○議長(黒岩岳雄君) 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長(北猛俊君) 登壇

宮田議員の御質問にお答えします。

1件目の職員数や給料の適正化と研修についての1点目、一般行政職員の給料についてでございますが、令和2年地方公務員給与実態調査結果において、本市職員の一般行政職の平均給料は、令和2年4月時点で33万4,600円と、昨年、総務省から公表されております。

この平均給料に当たる職員の平均年齢は44.3歳であり、他市と比べると、職員の平均年齢が高く、また、給与実

態調査における一般行政職の区分は、税務職、医療技術、看護保健職、福祉職、企業職、技能労務職、教育職が含まれておらず、本調査の一般行政職に該当する職種に、本市では年齢の比較的高い職員が多く配置されております。そのため、一般行政職の平均給料は、それぞれの地方公共団体の配置されている職員の状況やその年齢構成によって各年度の数値が変動するものと認識しております。

なお、本市職員の年齢構成は、昨年4月時点で、10代、20代が17.8%、30代が14.4%、40代が29.9%、50代以上が37.8%となっており、特に、55歳以上の職員割合が20.5%であり、年齢の高い職員が多いことが特徴として挙げられます。

本市においては、平成24年度から富良野市職員勸奨退職取扱規程を制定し、適正な人事管理と市行政の能率的な運営を図ることとしておりますが、令和2年度から令和5年度にかけて46人の職員が定年退職を迎えますので、職員採用に当たっては、社会人採用を含め、各年齢層の平準化に努めてまいりたいと考えております。

2点目の職員と会計年度任用職員の働き方と人数についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を制定し、昨年4月から会計年度任用職員を任用しております。

昨年4月に任用の会計年度任用職員は205名で、事務などの一般事務職員が49名、建築主事や醸造技術の技術職員が2名、医療、看護技術員が3名、保育士、調理員などが54名、学校公務補などの技能労務職が20名、特別教育支援員などの教員、講師が20名、地域おこし協力隊、ALT、児童厚生員などその他職員として57名となっております。

会計年度任用職員は、一会計年度を超えない範囲で置かれる職員と規定されており、本市においては、従事する業務の内容によって、相当の期間、任用される職員をつけるべき業務以外の職、あるいは、一般職員の勤務時間と比べ、短時間勤務での業務量の職に任用しております。任用に際しては、会計年度ごとに業務内容、業務量の必要性を検証し、任用することとしております。

次に、会計年度任用職員の時間給の考え方ですが、会計年度任用職員の給料などは、原則として、富良野市職員の行政職給料表を準用することとしております。

その職務の内容、複雑さ、困難性などに応じ、給料表の1級または2級に位置づけており、フルタイム、パートタイムそれぞれの規則に基づき、職種に応じて類似する常勤職員の級の初号俸の給料月額を基礎に規定しているところでもあります。

なお、会計年度任用職員制度では、一定の勤務時間を超える職員については期末手当の支給が可能となるとともに、給与は、職務経験などの要素も考慮して会計年度ごとに毎年定めるべきものとされており、総務省通知に基づき、適切に対応しているところであります。

次に、職員の時間外勤務のあり方ではありますが、職員が正規の勤務時間を超えて勤務する場合は、原則として、その都度、管理職員が時間外勤務命令を行い、あるいは、本人からの時間外勤務の申し出により管理職員が承認することとしており、勤務状況については、管理職員の現認や翌日の確認などにより把握することとしております。

各職場によって時間外勤務には差がありますが、多くても、労働基準法で定める1カ月の限度時間を超えないよう努めております。また、働き方改革における時間外勤務の抑制とワーク・ライフ・バランスの確保のため、係員個々の業務量の平準化とともに、昨年からのICTの活用などによる業務プロセス改革にも取り組んでいるところであり、あわせて、人事異動においては、時間外勤務の状況も十分考慮し、業務量と人員体制のミスマッチを少なくするよう職員配置に努めているところであります。

次に、職員の年次有給休暇や振替休日、代休取得時における業務の管理につきましては、年次有給休暇や振替休日、代休の取得は事前に請求することが原則でありますので、取得中のそれぞれの業務は、係内あるいは課内で業務の引き継ぎや申し送りを行うことにより、業務に支障が出ないよう努めているところであります。

3点目の職員の研修、教育についてであります。本市におきましては、これまで、地方自治法第252条の17に基づき、職員の資質向上を目的に、北海道庁や友好都市である西脇市のほか、北海道市長会などへ職員を派遣してきており、現在も、令和元年5月から文部科学省本省へ割愛で職員を派遣しているところであります。また、北海道庁などから多く派遣を受け入れることによって、市職員が他の地方公共団体の行政手法などを学ぶ有効な機会であると考えているところであります。

職員の人事交流は、派遣された職員だけではなく、全体の組織力向上にもつながることから、お互いの受け入れ条件が整えば、今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、職員の初期教育につきましては、毎年、採用時研修を実施し、法令や本市の行政組織全般に関する研修などのほか、市民対応などについては、公務員としての心得に関して講話を行うとともに、富良野商工会議所主催の新入社員研修や日本電信電話ユーザー協会主催の接遇対応セミナーの受講により、市役所職員としてのマナーの習得を図っているところであります。今後も、市内部での研修以外に、外部講師の招聘や他団体主催の研修

会への参加など、職員の接遇力向上に努めてまいります。

2点目の行政評価制度についてであります。本市においては、協働のまちづくりの実現と行政改革の一環として、庁内の自主研究グループにより、行政評価システムについて平成11年度から研究を進めてまいりました。その後、平成13年4月には、総務課に行政評価システム担当主幹を配置し、庁内検討委員会を設置するなど、行政評価システムの導入について調査と検討を進め、平成14年度に事務事業評価調書を用いた行政評価の試行を行い、平成15年度から本格導入をいたしました。

しかし、第5次富良野市総合計画においては、成果指標として具体的な目標値を設定した上で、達成度を毎年検証し、公表するとともに、事業の見直しにPDCAサイクルを取り入れることによって継続的に評価と改善を図ることから、各事業の評価については、毎年のローリングやヒアリング、進行管理において行うこととしております。令和3年度からスタートします第6次富良野市総合計画におきましても、同様にPDCAサイクルを取り入れることとしておりますので、その中で事業実績や成果などを含めた事業の評価を行ってまいります。

次に、3点目の新市庁舎建設着工後における見直しについてであります。全体事業費と市負担額につきましては、現在施工中の新市庁舎建設工事は、令和2年10月19日に着工し、令和3年1月末現在の進捗率は3.3%となっており、現在のところ、当初の契約額からの変更はなく、予定どおり施工は進められております。

また、全体事業費に関しましては、現庁舎の解体工事や什器等の備品購入費など、令和3年度以降に設計積算を行う予定となっておりますが、現在のところ、全体事業費に変更はありません。市負担額につきましても、現段階では、当初の基本計画時にお示ししている額から変更はございません。

次に、建設工事に伴う市内経済への波及効果の把握につきましては、受注者である共同企業体との工程会議の際に、市内企業への発注状況等の聴取を行い、把握に努めております。現段階では、令和3年2月16日現在、共同企業体構成員である市内企業4社のほか、仮設工事で3社、土工事、基礎工事で8社、資材、仕上げ工事関係で6社の合計17社の採用が決定しておりますが、今後も見積りの依頼を予定している企業も数多くあり、現在、発注額の集計作業を行っているところであります。また、作業所運営に係る文具、日用品などの調達、技術者や作業員等の市内滞在に伴う経費など、今後も市内企業の活用を促し、発注状況の把握に努めてまいります。

4点目の地域連合会の今後のあり方についての連合会からの区会の退会についてであります。連合町内会は、町内会、自治会だけではできない広域的な事業を行っており、例えば、災害を想定とした地域防災対策や防犯パ

トロールなど、町内会、自治会を超えたつながりをつくることができ、いざというときに大切になります。また、地域で抱える課題の解決に向けた地域づくりの機能もあわせ持っております。

このようなことから、全ての町内会、自治会が連合町内会に加入していただくことがよりよい地域づくりにつながってまいりますので、地域で十分に話し合っていたかとともに、市といたしましても、32連合会に配置しているコミュニティ活動推進員がその活動に対して助言させていただきます。

市民、地域のコミュニティーの考え方についてであります。町内会や連合会、自治会は、地域の皆さんが住みよいまちをつくりたいという思いを持って活動する住民同士のつながりや集まりであり、防災や福祉、環境美化活動、レクリエーション活動など暮らしに欠かせない役割を担っており、まちづくりの根幹であると考えております。

コミュニティー形成における市の役割についてであります。地域防災や高齢者の見守り、子供の安全対策など、住みよいまちづくりの中心的役割を担ってきた町内会、連合会、自治会が、少子高齢化、町内会未加入、外国人との共生など多くの課題に直面しております。このことから、市では、町内会加入促進マニュアルを作成し、配付するとともに、コミュニティ活動推進員が連合町内会の会合などに出席し、密接に連携を図るとともに、地域活動に対し、指導、助言を行い、引き続き、地域発展への役割を担ってまいります。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 再質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） まず、1 件目の職員数や給料の適正化と研修について、2 点目の根拠については非常に明確でわかりやすかったのですけれども、時間給については、フルタイム、パートタイムがございしますが、要するに、高卒の1 級5 号俸で15万600円です。時間給にすると大体940円ぐらいかなと思うのですけれども、いまは時間給897円です。

このことについて、私は、これぐらいまで上げ幅があってもいいんじゃないかなということで、まずはお聞きます。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の再質問にお答えします。

会計年度任用職員の時間給の考え方だというふうに思いますが、会計年度任用職員につきましては、先ほど市長からも答弁させていただきましたように、昨年からできた新しい制度でございますので、私どもとしましては、

現在、総務省のマニュアルを含めながら制度を構築しているところでございます。

その中で、先ほども申しましたように、同一部分の初号俸を参考にとということで総務省のほうからマニュアルが出ております。それに合わせまして、過去の経緯も含めまして、スタート時では事務補助については1 級1 号俸とさせていただきます。

ただ、1 級1 号俸を基準にとということになってはいますが、その職種によりまして基礎号俸が変わっております。先ほど申しましたように、事務補助につきましては1 級1 号俸ですけれども、例えば、保育士等であれば1 級9 号俸、保健師であれば1 級27 号俸からスタートということで、それぞれの業務と立場に合わせてながら号俸を決定させていただいているところでございます。

また、会計年度任用職員でございますので、毎年任用していくという考えでありますけれども、先ほどもありましたように、毎年の給与の決定に当たりましては、経験年数を加味して更新することになりますので、その経験に合わせながら賃金決定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 次に、職員残業のあり方と管理について答弁がございました。管理職員に申し出て、そこで管理しているということですが、富良野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第8 条では、正規の勤務時間以外の勤務として、「任命権者は、（中略）設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする断続的な勤務を命ずることができる。第2 項、任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。」とあります。

市の条例の中で残業についての部分はここしかないと思うのですけれども、僕は、このようには運用されていないのではないかと思います。いかがですか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の御質問にお答えします。

職員の時間外の勤務に当たりましては、基本的には、時間内に仕事を終えるというのが基本原則だというふうに思っています。ただ、労働基準法の第33 条第3 項におきまして、公務のために臨時の必要がある場合は労働させることができるというふうなうたわっております。時期によりましては時間外勤務がある場合があると思いますので、その場合には時間外勤務を命じているという状況になっております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 残業の関係については、いまは、国の法律ではなくて、市の条例についてお聞きしたのですけれども、それについて答弁できますか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の御質問にお答えします。

市の条例も、先ほど議員がおっしゃいましたように、臨時的に必要な場合はできるというような条例になっております。こちらにつきましては、先ほども申しましたように、労基法から引用している部分でございますので、それに合わせて時間外勤務をしていただいております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） いまの答弁ですけれども、市の条例で任命権者が命ずることができるとなっていることについて、どのように捉えていますか。任命権者というのは、議長、選挙管理委員長、そして教育委員長ということになっていると思うのですが、給与のほかに残業代が出るということで、任命権者の許可が必要になると私は理解しているつもりですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の御質問にお答えします。

職員につきましては、採用は市長がしますけれども、それぞれの職場につきましては、出向という形も含めて、身分については、それぞれの行政委員とか、例えば、議会であれば市議会の議長が任命権者になりますが、その方たちの命令で動くこととなります。ですから、先ほども申しましたように、任命権者が業務を命令して、それに従うというのが職員の業務の進め方になりますので、命令自体はあくまでも任命権者という状況になっています。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） では、次に移らせていただきます。

4 点目の職員代休、年次有給休暇のとり方と管理について、一つだけです。

職員が休みを申し出て、上司がそれを管理しているのは必要なのですが、私は、職員が休暇中のフォロー

一がきちんとされているのかということについても質問したのですけれども、その点についてもう一度お聞きします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

休みの取得については、事前に申し出るのが原則でございます。その際に、事務の引き継ぎとか申し送りをさせていただいて、通常の業務に支障がないように努めていると先ほど市長からも答弁させていただいているところでございます。そういう点では、こういうお客さんが来ますとか、こういう問い合わせが来ますというような引き継ぎはされていると私どもは認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 続いて、職員の研修、教育についてお伺いします。

北海道庁との人事交流などを行っており、有効と考えるという答弁だったのですけれども、西脇市も含めて国内でやっているのはわかるのですが、特に海外の研修というのは、僕の経験からも非常に重要ではないか、今後の自治体運営に向けて海外の手法、考え方というのは大事ではないかと思えます。

海外の研修制度について、国際交流制度などを利用しながらの取り組みはいかがなものか、もう一度お伺いしたい。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の御質問にお答えします。

職員の研修派遣につきましては、先ほど市長のほうからも答弁させていただいたところでございます。

いま、宮田議員からお話をいただきました海外への派遣といいますが、研修ということでございますけれども、短期間の研修という形はあるかもしれませんが、長期で職員を派遣することについては、私としては、自治体職員として海外の事例と日本の事例が必ずしもマッチしているというふうには捉えていませんので、職員研修として長期的に海外に派遣するというのは現状では考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 続いて、市民対応などの初期教育についてお伺いします。

単刀直入に言って、新入社員の初期教育を商工会議所と一緒にやったり、接客の講習会をやったりというのは、非常にすばらしいことだというように思います。

最初にも言ったように、挨拶の部分では、市民なのか、用事で来庁された方なのか、市外の方なのかはわかりませんが、やはり、来る方に明るい挨拶をするということが非常に望まれているのかなと思います。その点について1点と、ほかから来た人にとっては、職員かどうかのわかりにくいですから、例えば、名札をきちんとつけるとか、そういう初期教育はやっているのかどうか、この2点についてお伺いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の御質問にお答えさせていただきます。

職員の日ごろからの心構えというふうに捉えさせていただきます。

私どもとしても、挨拶というより、職員に元気がないと思われることを非常に懸念しています。そこで、挨拶は元気を出そうという部分も含めて内部で常に研修もさせていただいていますし、できるだけ皆さんに声をかけて、極端な話、管理職みずからも職員に声をかけていこうというような意味合いで研修もさせていただいているところでございます。常に元気を出していこうという部分については、私どもとしても常日ごろから心がけをさせていただいているところでございます。

また、名札に関してですけれども、通常、職員にはネームプレートをつけるように指導させていただいておりますので、これからも徹底させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） 続いて、行政評価制度についてお伺いします。

過去にこの制度を導入したが、新しくPDCAサイクルを取り入れたことによって取りやめたというようにお聞きしたと思うのですが、僕は、市民にとってはこういう行政評価制度のほうが非常にわかりやすいと。市職員の方々にとってはどうなのかというのとはわかりませんが、行政評価制度のほうがわかりやすかったと思うので、その点についてもう一度お伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただいておりますけれども、総合計画の中で事業にPDCAサイクルを取り入れるとい

うことで、事業に対して既にチェックをさせていただいているところでございます。活動実績に基づくアウトプットや成果に基づくアウトカムも含めてチェックをさせていただいて、それに基づいて、総合計画の事業が適正に進められているかという評価と、あわせて改善も含めてさせていただいているところでございます。

これにつきましては、進行管理という形で公表させていただいているところでございますし、また、事業ごとに、A、B、Cというよりも、それぞれの成果指標をきちっと公表させていただいているところでございまして、その成果指標で達成度がどれくらい行ったのだろうかという部分についてもホームページ等で公表させていただいております。これについては、先ほど申しましたように、第6次総合計画においても、同様の形で具体的な成果目標で達成度をはっきりとお知らせしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） それでは、3件目の新市庁舎の建設における見通しについてお伺いいたします。

工事の進捗率が3.3%で、まだこれからだということですが、再確認しておきます。現時点での増はないという答えでよろしかったですか。

○議長（黒岩岳雄君） 先ほど答弁していますよ。答弁の内容を精査してください。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） いまの再質問は取り消して、2点目の市内経済への波及効果の把握については、これから工事が進んでいくわけですが、これからはっきりと推進してまいるということで理解するところであります。頑張ってくださいと思います。

次に、地域連合会の今後のあり方について質問させていただきます。

私は、この1区会が抜けたことに非常に危機感を持っております。地域の活動に参加する担い手もない、そして、農業者と個人住宅が混在しているところでは、町内会と農業部分との会費の格差もあります。これを地域の問題だと言ってしまうとそれまでかもしれませんが、私どもも区会のリーダーに来ていただいて慰留に努めたのですけれども、なかなかうまくいかないというのが現状です。

こういう中で、コミュニティーを守るために非常に重要になってくるコミュニティー活動推進員ももちろんですが、市がもっと介入して、中に入ってコミュニティーの存続というのをしっかりとっていかないと、第2、第3の区会の脱退というのが進むのではないかとこのように思いますが、その点についてもう一度お伺いいたし

ます。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市民生活部長山下俊明君。

○市民生活部長（山下俊明君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの町内会の脱退の問題というのは、担当課であります市民協働課のほうでもいろいろお話を伺っておりますし、コミュニティ活動推進員のほうも話をしているところです。

ただ、議員も御承知だと思いますが、もともと、町内会につきましては、連合会もそうですが、先祖代々からその地域にずっと住み続けていた方たちが、自分の住んでいる地域を、住みやすい、いいまちをつくりたい、いい地域をつくりたい、人とのつながりを大切にして、よりよくしたいという思いでつくられた組織だというふうに考えております。その中で、近くに住んでいる方たちが思いを持って集まってできた組織というふうに考えております。

ただ、そうは言いますが、この数年間、特に顕著ではありますけれども、先ほど答弁にもありましたとおり、少子高齢化ですとか、地域の方の年齢が高齢化していくですとか、一部地域によっては外国人の方が入ってきてコミュニケーションがなかなかうまくとれないですとか、役員のなり手、また、住環境の変化によって、先ほどおっしゃっていた農家と非農家の問題というのも聞いております。いまはさまざまな課題が各町内会にあって、皆さんが各町内会や連合会を本当に苦勞されて運営されているのも承知しております。

市といたしましては、先ほど答弁いたしましたように、町内会、連合会は非常に重要な地域の根幹をなす組織だと思っておりますので、引き続き、町内会の大切さ、役割について啓発を行うとともに、コミュニティ活動推進員につきましても、いまは課長職、係長職を充てておりますが、なるべく地域に居住している職員ということで充てておりますので、コミュニティ活動推進員ですとか、担当課のほうでも、その都度、相談を聞きながら、ほかの町内会の活動事例なども交えて引き続き話をさせていただきたいと思っております。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、宮田均君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時03分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開き

ます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、佐藤秀靖君の質問を行います。

12番佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） -登壇-

通告に従い、順次、質問してまいります。

あさって3月11日は、東日本大震災から10年を迎えます。ここ数日は、新聞、テレビなどでも特集が組まれ、天災は忘れたころにやってくる、備えあれば憂いなしという先人の残した言葉を再認識した方も多いのではないのでしょうか。

先月2月13日23時過ぎに福島県沖を震源とするマグニチュード7.3、最大震度6強を記録した地震は、10年前の東日本大震災の余震とされています。私たちが余震と認識していた時間軸と経験が覆され、10年たってもまだ余震が続いているという衝撃的な出来事でありました。

身近な出来事としては、先週3月2日には、記録的な大雪に見舞われ、農家のビニールハウスが押し潰されるなどの被害が出る災害級の降雪があった数日後、最高気温がプラスの10度を超え、融雪により道路は水浸しになり、数年前の布礼別川の越水被害を連想させるものでした。被害に遭われた皆様には、お見舞いを申し上げます。

近年の自然災害は、局地化、大規模化しているとも言われる状況において、行政の最も重要な使命は、市民の生命、財産を守り、安心・安全な生活を確保することであることに鑑み、東日本大震災から10年目の節目の日を前に、災害に対する備えの再確認のため、本市の防災行政における諸課題について、6項目について質問をいたします。

1項目めは、防災マネージャーの役割について、3点質問いたします。

ことし1月、総務部総務課に防災に関する専門的知識や経験を持つ外部人材が採用され、着任されています。これは、国が、地域防災マネージャー制度として、地方公共団体が防災の専門性を有する外部人材を防災監や危機管理監等として採用、配置するに当たり、これに必要な知識、経験等を有する者を内閣府が証明する制度を活用したものであると伺っております。本市の防災行政に専門的立場で知見を活用していただけることは、大いに期待するところであります。

1点目に、防災実務のノウハウを有する方を職員として採用したことによる庁内防災担務の分掌に変更はあるのでしょうか。

2点目に、防災実務の専門家として、防災行政全般について経験や知見を生かした業務遂行が期待されますが、専門的、特命的職務において、計画的かつ実効的に可視化した業務遂行計画やチェックリストなどの作成の必要があるのではないかと考えますが、見解を伺います。

3点目に、防災実務の専門知識を一般職員に伝え授ける必要がありますが、どのような機会を設け、どのような手段で行うのか、伺います。

2項目めは、防災リーダーなど人材育成について、2点伺います。

富良野市強靱化計画によると、地域防災マスター制度の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取り組みを推進すると、令和3年度市政執行方針でも地域防災リーダーの育成を掲げています。

この地域防災マスターとは、北海道が、防災に対する心構えなどを多くの方に知っていただくため、ボランティアによる地域の防災活動に参加したり、災害時には地域の防災リーダーとして活躍していただく方を養成する北海道地域防災マスター制度のことであり、研修会を受講して北海道から認定される制度です。

昨年、本市において研修会が開催されましたが、令和3年度も地域防災マスター研修会を開催する予定があるのかどうか、伺います。

また、防災活動の中核を担っていただけるであろう地域防災マスターの方々を地域活動に反映させる方法をどのように考えているのか、具体的な案がありましたらお聞かせください。

3項目めは、避難所開設、運営について、4点伺います。

北海道は、平成28年7月に市町村向けに避難所運営等の基本的な手順のひな形を示した北海道版避難所マニュアルについて、平成30年北海道胆振東部地震検証委員会からの提言や厳冬期における避難所運営訓練の成果、新型コロナウイルスを含む感染症対策を加え、昨年5月に改正しましたが、この改正点について伺います。

1点目に、北海道のマニュアル改正に合わせ、本市の平成24年4月策定の避難所運営マニュアルの改正が至急必要と考えますが、見解を伺います。

2点目に、北海道のマニュアルでは、避難所の感染症対策の留意点として、可能な限り多くの避難所を開設するように求め、ホテルや旅館などの宿泊施設の活用を検討も促していますが、見解を伺います。

3点目に、現在、避難所は市内15カ所を指定していますが、運営マニュアルやチェックリストをもとにした自主防災組織や町内会などの地域住民との手順の確認、訓練が必要であると考えますが、見解を伺います。

4点目に、垂直避難、親戚、知人の家及び車中避難など、避難所に避難しない方々、または来られない方々の状況確認の方法についてお考えを伺います。

4項目めは、総合避難訓練について、2点伺います。

1点目に、平成30年、31年と同じ内容で行った訓練で

ありますが、市民がさまざまな防災対策の体験ができる体験型訓練等の工夫が必要だと考えます。昨年はコロナ禍により中止された総合避難訓練ですが、令和3年度の総合避難訓練実施の有無及び訓練内容について伺います。

2点目に、厳冬期の避難所運営訓練についてですが、国や北海道も厳冬期の避難訓練を重視しています。特に北海道は、今回の避難所マニュアル改正の三つの大きな改正点の柱の一つとして取り上げています。

厳冬期の訓練は、体験型訓練の要素もあり、避難所を運営する側も避難する側も貴重な体験データの検証、蓄積になると考えます。周辺自治体でも実施している厳冬期避難訓練実施について考えを伺います。

続いて、5項目めは、富良野市強靱化計画について、3点伺います。

国は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、いわゆる国土強靱化基本法を制定し、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針である国土強靱化計画を策定し、各自治体でもこれに準拠して地域強靱化計画を策定し、本市においても昨年8月に富良野市強靱化計画を策定しています。

1点目に、内水ハザードマップの策定について、強靱化計画では令和6年に策定としていますが、内水氾濫箇所はほぼ特定できていると思いますので、特別の対策が必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

2点目に、強靱化計画では、災害廃棄物処理計画は策定を検討するとしていますが、策定するとは明示していません。近年の大規模災害で明らかになったことは、災害廃棄物の処理計画をあらかじめ策定しておくことが復興、復旧の進行に大きく影響するということです。処理計画がないと、復旧、復興に大きなおくれが生じることが明らかになっていますが、計画策定についての見解を伺います。

3点目に、強靱化計画では、消防職員、団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練の充実を図るとともに、効果的な訓練環境の整備に向けた取り組みを推進するとしています。

行政から消防に対する役割や要望などに基づく消防との連携について十分に協議し、災害対応能力向上に資する訓練環境整備を図ることが肝要と考えますが、見解を伺います。

最後に、6項目めは、防災教育の推進について伺います。

強靱化計画では、教育関係者や児童生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進するとしています。

学校における防災教育の充実については、令和元年第4回定例会で総務文教委員会からも報告をしていますが、

各学校の取り組みの現状と防災教育推進についての見解を伺い、1回目の質問といたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

佐藤議員の御質問にお答えします。

1件目の防災行政における諸課題についての1点目、防災マネージャーの役割についてであります。防災、危機管理の専門的知識と経験の活用により、本市の防災力向上を図るため、本年1月1日付で内閣府が証明する地域防災マネージャーの資格を有する職員を採用し、総務課に配置しました。

地域防災マネージャーは、主に、市民への防災知識の向上や地域と連携した防災体制の強化、職員に対する防災教育のほか、災害発生時における状況判断のサポートや関係機関との連携などの防災業務に従事しております。

次に、業務遂行計画やチェックリストの作成ですが、今回採用の地域防災マネージャーは、任期つき職員ではなく、一般職員として任用しており、今後、防災に対する知見やノウハウを生かし、質の向上が図れるものと考えておりますので、新たな業務マニュアルの作成は予定しておりません。

次に、防災の専門知識の伝達方法につきましては、業務上のアドバイスのほか、災害対策本部訓練における各対策部への遂行能力向上に向けた助言や地域防災マネージャーによる職員研修会、加えて、庁内の各種計画策定や見直し時において、防災分野からの意見、提言などを予定しております。

2点目の防災リーダーなど人材育成についてであります。地域防災マスター研修会につきましては、昨年11月14日に上川総合振興局が主催する北海道地域防災マスター養成研修会を本市において開催し、富良野市民47名が参加し、認定を受けたところであり、本年につきましても、北海道に対し、地域防災マスター研修会の開催を要請しているところであります。

次に、地域防災マスターの活動であります。活動例としては、ボランティアとしてできる範囲で、平常時には、地域の防災訓練や防災研修会など自主防災組織や町内会での防災活動への参加、また、災害時には、自主防災組織や地域と連携協力して、初期消火や負傷者などの救出、救助、住民の避難支援及び避難所運営の支援など、地域の防災活動の中心になって活動されることが期待されております。

現在、本市においては約50人の認定者がおりますが、各地域や職場において防災活動のリーダーとして自主防災力の向上を担うことを期待するとともに、認定者の意向を踏まえ、組織化などについて検討してまいります。

3点目の避難所開設・運営についてであります。本

市では、平成24年2月に、避難した地域住民が自主的に避難所を運営するための手引として避難所運営マニュアルを作成いたしました。北海道版避難所マニュアルが昨年5月に改正されたことを受け、本市の避難所運営マニュアルの見直しを行いました。

次に、感染症対策としての避難所収容人数の見直しにつきましては、昨年、内閣府から示された感染症対応時の避難所レイアウトでは、人と人との間隔を十分にあげることが望ましいとされておりますので、感染症対応時においては、現行収容人数の約50%以下で避難所を運営することを見込んでおります。

大規模災害などにより多くの避難者が見込まれる場合には、可能な限り多くの避難所を開設することが必要なため、地域会館の開設やホテル、旅館、社会福祉施設などでの受け入れを要請することとしております。

次に、地域住民と連携した避難所運営の確認につきましては、地域防災計画では市職員が避難所の開設、運営を行うこととしておりますが、大規模な災害が発生した場合には、計画どおりに避難所が開設できない可能性があります。避難所運営マニュアルに基づき、避難住民みずから主体的に避難所を運営することとしております。そのような場合に備え、出前講座などにおいて、避難所運営マニュアルの説明とともに、北海道が作成した避難所運営ゲームD○はぐを活用しながら、住民みずからの避難所運営について啓発を進めてまいります。

次に、垂直避難、親戚、知人の家及び車中避難などの状況確認についてであります。発災時には多様な避難所が想定され、災害対策基本法により、避難所以外の場所に滞在する被災者への対応も求められているところであります。

しかし、災害発生時において、全市民の避難状況や避難先を把握することは困難でありますので、避難行動要支援者に関して、自主防災組織や町内会、民生委員などによる地域ネットワークと連携して避難情報の収集を想定しております。

4点目の総合避難訓練についてであります。令和3年度の防災訓練は、関係機関や町内会と連携した総合防災訓練を予定しており、市民の防災意識の高揚と関係機関との連携を確認することにより、地域防災力の向上を目指しております。

なお、訓練内容については、関係機関と体験型訓練の実施に向け、協議してまいります。

次に、厳冬期の避難所運営訓練の実施については、昨年1月（76ページで訂正）に北海道が北見市内で実施した厳冬期避難訓練展開・宿泊演習に防災担当職員を参加させ、冬季の避難所運営を学んだところであります。

冬季の避難所開設には、低温による健康被害対応が必要なため、暖房器具などによる避難所環境の確保と参加

者の体調管理が重要であると考えております。

今後も、北海道や他市などが主催する訓練に参加し、ノウハウを学び、冬季避難所運営の訓練実施に向けた研究を進めてまいります。

5点目の富良野市強靱化計画についてであります。内水ハザードマップは、国土交通省が作成した内水ハザードマップ作成の手引や内水被害の発生状況などを踏まえ、作成することとしておりますが、浸水シミュレーションのためのデータ収集などに時間が必要となることから、令和6年度までに作成を予定しております。

なお、内水氾濫箇所については、過去の災害を含め、特定されておりますので、流末部において排水ポンプを適時設置して氾濫を防止することとしております。

次に、災害廃棄物処理計画の策定につきましては、強靱化計画、環境省の基本方針などに基づき、令和3年度策定に向け、準備を進めております。

次に、災害対応能力の強化に向けた消防署、消防団との連携につきましては、地域防災計画では、消防署、消防団の大きな役割として、消防活動、救急・救助活動、水防活動、住民の避難誘導が挙げられており、平常時から相互の情報交換と連携により迅速な活動を行うこととしております。また、防災訓練においても、役割と手順を相互に確認した上で訓練に臨んでおりますが、今後も引き続き連携強化に努めてまいります。

以上です。

御訂正をお願いいたします。

4点目の総合避難訓練についての中で、厳冬期の避難所運営訓練の実施については、昨年1月にと言うところを11月にというふうに発言いたしました。正しくは、昨年1月でございますので、御訂正をお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 続けて、御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） 一登壇-

佐藤議員の御質問にお答えいたします。

6点目の防災教育の推進についての各学校での取り組みについてであります。本市では、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達に応じ、教育活動全体を通して防災教育が適切に行われるよう、関連する社会科や理科の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などにおける教育内容の有機的な関連を図りながら取り組んでいるところであります。

また、災害時の対応力を育む取り組みも重要であることから、各学校の危機管理マニュアルや学校安全計画において、自然災害の発生を想定した児童生徒への安全に関する指導、教員がとるべき措置の具体的内容、災害発生時の体制などについて定め、校内研修などにより共通理解を図るとともに、火災、地震発生を想定した避難訓練、吹雪などを想定した集団下校訓練などを実施してい

るところであります。

さらに、地域の学校における防災教育の理解や情報共有など、日ごろから開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、自主防災組織など、地域の関係機関、団体などとの密接な連携を図ることも重要であります。

そのため、昨年9月に樹海小学校、樹海中学校合同による北海道、北海道教育委員会の一斉防災学校を市内で初めて実施し、地域住民による災害体験の講話や地元企業の協力による護岸のVR、仮想現実動画体験、防災マップ学習や避難所体験を通して、自然災害を防ぐための備えと仕組みを学ぶ取り組みを行っております。

今後の防災教育につきましては、第1次富良野市教育振興基本計画において、防災、安全教育の充実や校区内の幼保・小・中学校間での危機管理マニュアルの共有、地域や関係機関と連携した一日防災学校などを行うこととしております。

推進に当たっては、各学校の管理職のリーダーシップのもと、学校安全計画や危機管理マニュアルの適宜見直しを図るとともに、本市に採用された防災マネージャーの活用や地域、関係機関と連携し、地域の状況に応じた実践的な防災教育に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 再質問ございますか。

12番佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） それでは、順次、質問させていただきます。

まず、1項目めの防災マネージャーの役割についてですが、先ほどの市長の御答弁によると、採用された防災マネージャーの方は期限つきではないということでありました。私は、各地域の防災マネージャーの採用については期限つきが多いというふうに理解しておりますが、期限つきではないということでありましたので、非常に安堵したところであります。

1点目に伺いました庁内防災担務の分掌に変化があるのかということですが、これは、現在、総務課長が主務課長といえますか、責任者といえますか、担っておりますが、防災マネージャーと総務課長との業務のすみ分けというのでしょうか、防災マネージャーの専任というのでしょうか、そこら辺の役割はどうなっているか、お伺いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

防災の担当である総務課長との役割分担ということだと思いますが、総務課長は、辞令上、防災業務の担当主幹も担っているところでございます。ただ、実務的には、総務課長の指揮のもと、総務係を中心にさせていただ

ています。

今回、地域防災マネージャー専任といえますか、かなりの知見を持っている方を採用させていただきましたので、これからもっと具体的にいろいろ深掘りさせていただきますところではありますけれども、最終的な判断といえますか、組織的にはもちろん総務課長ですが、地域防災マネージャーのいろいろな意見も取り入れながら、防災実務に携わっていくことになっていくだろうと思います。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

12番佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） たまたま、昨日の北海道新聞の朝刊1面に、「防災専従職員不在39%、道内自治体業務量増大で人手不足」という見出しのもと、地域の防災体制についての記事がありました。この記事になぞらえていくと、また、いまの部長の御答弁からいくと、防災マネージャーは庁内的には主幹という位置づけということですが、防災専従ではないということになるのでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 佐藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今回、1月1日付で、職名的にはあくまでも総務課総務係の主査という形で採用させていただいていますので、通常の職員と同様な立場になります。

ただ、防災に関するスキルはほかの職員よりも高いということですので、それだけに従事するというだけではなくて、いろいろな部分も含めながら、ウエート的には防災に対する部分がかなり高くなってくるような認識を持っています。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

12番佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） それでは、2項目めの防災リーダーなどの人材育成について伺います。

先ほどの御答弁では、昨年行った地域防災マスター研修会を開催するべく、北海道のほうに要請しているということでありました。ぜひ開催できるようにお願いをしたいと思いますが、この中で、防災マスターの活用についてお話をさせていただきます。

先ほど、去年のこの研修会で47名の方が認定され、富良野には約50名の方がいらっしゃるというお話でしたが、北海道のホームページを見ると、いま、富良野市では51名が登録となっているのですね。具体的な職種については、現役の職員の方、OBの方、消防職員OB、それから、この中にもいらっしゃいますけれども、議員の方もいらっしゃいます。それから、町内会の役員の方も多く

いらっしゃいます。このように防災意識の非常に高い方々が防災マスターに認定されているということで、この防災マスターの方々に、うまくと言ったら語弊がありますが、協力していただけるような環境づくりが非常に重要かと思えます。

先ほどの市長の答弁では、防災マスターの方々の組織化についても進めていくということでありました。総務文教委員会で道内視察に行ったときに、千歳市の様子を視察してきましたけれども、千歳市では防災マスターの組織化がもうされておりまして。千歳市というと、陸上自衛隊の駐屯地がいっぱいありますので、陸上自衛隊OBの方々を中心に、防災マスター会という名前だったかどうかわかりませんが、地域の防災力の向上に資するシステムがもうできていたわけです。ですから、防災マスターの皆さんを組織化するという事は非常に重要というふうに思っています。

この組織化については、これから取り組むということではありますが、いつごろから、また、どういう青写真というか、構想を持っているのか、具体的なものがあれば伺います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 佐藤議員の再質問にお答えします。

地域防災マスターの組織化ということでございます。

先ほども市長から答弁させていただきましたように、市のホームページではなくて、北海道のホームページでは51名となっておりますが、全ての人数が入っているわけではなくて、載せる載せないという個人の関係もございまして、正直、私どもとしても全ての人数を把握しているわけではないため約50名という形で答弁させていただいております。

その中に、先ほどもありましたように、昨年11月には富良野で開催したこともございまして、47名というたくさんの方がいらっしゃいます。議員もおっしゃったように、この議場の中にもいっぱいいらっしゃいますし、私も一緒に受けさせていただいていますので、そういう意味ではこれからの役割があるのだと思っております。

ただ、先ほども申しましたように、スタート時はあくまでもボランティアとしてできる範囲でやらせよう、無理のない範囲でやらせようという考え方でございます。今回受けた方については、町内会であったり、職場であったり、いろいろなところで生かしていこうという気持ちがあるのは事実だと思いますので、防災マスター間で協力し合おうとか地域でやっていこうという部分を醸成させていただきながら、先ほど例にもありました千歳市や石狩市も含めて組織化になっているところがありますから、そういう部分も踏まえながら検討させてい

ただきたいと考えております。

また、先ほど申しましたように、昨年なりたての方が非常に多くなっておりまして、ことし予定しておりますリーダー研修会はどういう形にするか、それらも含めながら、検討課題ということで答弁させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

12番佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） いまの組織化のお話ですが、当然、いまの部長の御答弁のとおり、あくまでもボランティアということですので、強制はできないと思っておりますけれども、これからこれを広げるに当たって、後の質問にも関連するのですが、避難所運営について、地域の皆さんが主体的に動いていただけるような環境づくりもしていかなければいけないという部分でいくと、各自主防災組織または町内会から、ぜひお1人を推薦いただきたいと思います形で御協力を仰ぐということも必要なのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 佐藤議員の御質問にお答えします。

地域防災マスターの部分で申しますと、私も受けさせていただいたり、聞いたりした中では、先ほどのD○はぐの関係も含めて、やることによって思いがだんだん変わってくると思います。前回の11月の段階でも、受けましょうということのできるだけ多くの皆さんをお誘いさせていただきましたし、もちろん、自主防災組織にも個別に案内させていただいております。

新型コロナウイルスの収束状況とか北海道上川総合振興局の考え方もありますけれども、先ほど申しましたように、令和3年度も開催してほしいということで要請している最中でございます。その中で、もし開催できるということであれば、また全体的に広めさせていただいて、多くの方に、地域防災マスターといいますか、そういう経験をさせていただくことが自信につながっていくのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

12番佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） では、3項目めの避難所開設、運営について伺います。

これについては、先ほど、1回目の質問で、北海道の避難所運営マニュアルが改定されたということをお知らせしました。これに連動して富良野市の避難所運営マニュアルが改定されて、先週の金曜日にホームページで公開されました。また、それを訂正したのかどうかかわらな

いですが、きのう月曜日ですか、再度、ホームページの新着情報のほうで公開されています。

この内容をちょっと調べさせていただきました。北海道の避難所マニュアルについては、先ほど1回目の質問で挙げましたとおり、三つの柱である胆振東部地震からの検証、それから、厳冬期の寒さ対策、新型コロナウイルス等の感染症対策、この三つを追記、修正したのが改正の主な部分ということでもありますけれども、富良野市はこれに準拠して改定されています。

その改定部分は、北海道の場合、ホームページに新旧対照表でここが改訂されましたと非常にわかりやすく出ていましたので、それを一つずつチェックして確認させていただきました。富良野市の避難所運営マニュアルもそのとおりになっているのですが、一部分だけ抜け落ちているところがありました。それは、冬季の寒さ対策に使う具体的物資として、北海道のマニュアルではあえて細かく列挙しておりましたけれども、富良野市の避難所運営マニュアルは、抜け落ちているという表現がいいのかどうかかわらないですが、ここだけが入っていませんでした。ここについて、意図があれば伺いたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

私どもの避難所運営マニュアルは、平成24年から改定させていただいておりませんでした。そこで、今回、北海道の避難所マニュアル、さらには改正避難所マニュアルを経て、地域防災マネージャーにも知見をいただきながら改定させていただいております。

そのほとんどで北海道のマニュアルを参考にさせていただいていますが、その中で、必要となる避難所の設備、物資の部分については、北海道のマニュアルでは、別項目で設備、資機材、食料、生活用品、感染症対策の部分は例として立てていますので、私どものほうのマニュアルにもそれと同じように記載しているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

12番佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） 細かい物資等々は別建てで明示しているということではございます。

一方で、後ほど出てくる富良野市強靱化計画の中でも、資機材、生活用品等々の在庫、それから、令和6年までにその数をどのぐらいふやすかということが計画として列挙されています。いまの部長の御答弁の中でいくと、個々の資機材、物資についてはマニュアルの中で明示しているということではありましたが、それと連動して、強

靱化計画の中にも、現状、それから、令和6年までにここまでふやしますよということが書いてありますので、それについては、順次、計画的にふやしていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 佐藤議員の再々質問にお答えさせていただきますが、これから、特に冬の関係も含めてですけれども、必要な備蓄については計画的にふやしていきたい、考慮していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

12番佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） それでは、感染症対策としての避難所収容人数の見直しですけれども、大規模災害でなければ、いまは指定避難所が15カ所ありますので事足りるのかなと思うのですが、いざ大規模災害になりますと、これでは足りない。先ほどの御答弁のとおり、地域会館だとか、宿泊施設だとか、福祉施設というところまで視野に入れて考えますという御答弁でした。

そうすると、開設場所が多くなれば多くなるほど、地域の皆さんとのすり合わせといいますか、本当に簡単なことを言うと、行政の皆さんがなかなかとり着けないといったときには自分たちで開設しなければいけない、そうしたら、その施設の鍵はどこにあるんだから始まるわけじゃないですか。ですから、そこら辺の打ち合わせを丁寧にしていかなければいけないだろうなというふうに思っています。

先ほどの御答弁だと、出前講座等々で啓発を進めるということでしたが、実際問題、地域の自主防災組織、または町内会の役員さんと実際に対面で話をして確認していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 佐藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

佐藤議員がおっしゃるように、地域との連携が大事だということだと思います。

私どもでつくっております避難所運営マニュアルというのは、どちらかといえば、地域の皆さんに見ていただいて、こういうふうにやりましょうという部分がもともと多く、そこをベースにつくっているものでございます。今回、北海道の部分も含めて改定させていただきましたが、この避難所運営マニュアルは、地域の皆さんたちにこういうふうに運営していただきたいという部分も含めて書かれておりますので、これを使いながら、地域の皆さんにも自主的に行っていただけるように進めさせていただきますと思います。先ほど、D o はぐについても説

明させていただきましたが、ゲーム感覚ということも一つ必要なのかなと思いますので、いろいろな手だてを使いながら、地域の皆さんに理解していただくことが大切だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

12番佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） それでは、4項目めの総合避難訓練について伺います。

この部分については、私は、過去にも2回ほど質問させていただいています。令和3年度の総合訓練については予定しているということと、体験型の訓練についても協議していくということでありましたので、期待するところでもあります。

ただ、例年、9月、10月に総合避難訓練をしておりますが、問題は、厳冬期の避難所運営訓練だと思っております。これは、先ほども申し上げたとおり、国も北海道も、厳冬期、冬の避難所運営における寒さ対策については非常に重視している傾向が見てとれるわけですが、先ほどの御答弁だと、厳冬期の避難訓練をするか、しないかというところは明確に御答弁いただけなかったと思いますので、そこについて再度伺います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

冬期間の避難所運営訓練につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、昨年1月に北海道が主体となって北見市で行われた訓練に職員が参加させていただきました。本当はことしも予定があったのですが、新型コロナウイルスの関係でできなかったということでございます。その関係も含めまして、令和3年度は名寄市や北斗市でもやる予定と伺っています。

私どもとしましては、この訓練に参加させていただきながら、私どもの地域では何が必要なのかというノウハウをまずは確保したい、その後、富良野市としての訓練について積み上げていきたいという考えを持っています。それらを含めて、ノウハウを積み上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

12番佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） 厳冬期の避難訓練については、私は3年前にも質問をさせていただいています。そのときは、北見市の日本赤十字北海道看護大学の取り組みなんかもお話をさせていただきました。

いま、部長から、ノウハウの蓄積ということでありました。先ほどの市長の御答弁にもありましたように、参

加者の健康管理も考慮しなければいけないというのはそのとおりだと思いますが、これは通常の避難訓練とは違う要素があります。ですから、1回目の質問のときにも申し上げましたが、避難所を運営する側も、避難をする側も、非常にノウハウの蓄積になるかというふうに思っているわけであります。

いまの部長のお話のとおり、危険回避をしながらという部分も含めてノウハウの蓄積ということがありましたが、例えば、令和3年度でやるといったら、あと1年近く時間があるわけですから、できれば早いほうがいいと思うのですね。安全第一ということが大前提ではありませんけれども、実施をして、ノウハウ、データの蓄積をすることも大事でしょうから、なるべく早く、できれば令和3年度中というふうに思うわけでありますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 佐藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

冬季の訓練の必要性自体は、私どもも否定するわけではありませんし、やるべきことだと思いますけれども、先ほども申しましたように、体調管理は非常に大事なことだと思っています。そのためには、はっきりと言って私どものノウハウが薄い部分がありますので、令和3年度中とははっきりと明言し切れなかなと思っています。

何回も同じような答えになりますけれども、ことしも、名寄市でも行われますし、もしかすると北見市の日本赤十字看護大学でもまた行われるかもしれません。まずは、そういう中で、訓練を開催できるようにノウハウを蓄積していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

12番佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） それでは、災害対応能力の強化に向けた消防署、消防団員との連携について伺います。

先ほど、連携を密にというお話がありました。実際問題、5年前に山部地区に避難所を開設したとき、その検証、それから反省点を含めた対応というお話は伺っていますけれども、事、消防については、招集がかかるだろうというふうに自分で判断して、自宅待機をしていた消防団員が結構いたというふうに聞いています。しかし、残念ながらと言うのが正しいのかどうかかわからないですけれども、招集されなかったと。これについては、招集する必要がなかったのか、もしくは、そこまで対応が回らなかったのかは不明でありますけれども、消防署、消防団を動かすために、協議と申しますか、すり合わせと申しますか、連携と申しますか、そういう部分が少し希薄かなという気はしているのです。

なぜかという、それは、消防署や消防団の幹部の方とお話をさせていただいた中で、私自身、そういうふう感じたところがあるものですから、いまは消防のほうにウエートがありますけれども、災害対応能力の向上という部分で、消防に対する考え方、要望、要請での問題はどのようところにあるかということ等々を整理する協議の場を設けていく必要があるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 佐藤議員の御質問にお答えします。

私どもと、特に富良野消防署で言えば、極端な話、自治体は違うことになっていきますけれども、もともとずっと同じ感じでやらせていただいています、常日ごろから意思の疎通を図っているつもりであります。

ただ、いま現在、災害対策本部の考え方としては、実は庁内の職員しかはまっていない部分があります。そこで、より連携を密に図るために、指揮系統もはっきりできるために、消防職員も災害対策本部の中へ入っていかないかというようなことも検討も含めて調整させていただいています。それについては、防災会議にかけなければならぬ部分もありますので、すぐに結論は出ませんが、そういうふうに、常日ごろから、いざ何かあったときには指揮系統をはっきりさせようという部分も含めて消防とも連携、協議をさせていただいているところでございますし、今後も意思の疎通を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

12番佐藤秀靖君。

○12番（佐藤秀靖君） 最後に、6項目めの防災教育の推進について質問させていただきます。

先ほど、教育長から、もろもろの取り組みについてお話を伺ったところでもあります。お話にありました樹海小学校、樹海中学校の一日防災学校のお話についても、2月3日の北海道新聞富良野版に大きく掲載されていましたね。実は、去年、おととしの年末に学校にお邪魔をして、これをやりますというお話を伺っていました。そして、この取り組みが受賞されましたので、樹海小学校のほうにお邪魔をして、一日防災学校の内容、それから、生徒さんの反応等々についてお話を聞いてまいりました。

お話を聞いた中で、ここが問題なのかなということが1点ありまして、ほかの学校にもやっぱり広げていかなければいけない、一学校ではなくて、富良野市全体に広げていかなければならないという部分で、それがなかなか広がらない阻害要因が一つあるのだらうなということがわかりました。それは何かというと、事前準備に時間

がかかるということなのですね。今回も、教育委員会、それから総務課の担当の方も入って、地域の方とも調整をしながら、地域の皆さんに当日に集まってもらってという形で、非常にいい形でできています。その段取りに時間がかかるので、なかなか難しいということは校長先生から伺いました。これは、先生方の負担にもなりかねないというお話も伺いました。

要するに、それを全校に広げるためには、その手間の部分を除去してあげなければいけない、省いてあげなければいけないということになるのです。そこら辺は、教育委員会である程度のひな形みたいなものをつくって、それを各学校に伝播させることが必要なのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長 亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

樹海小・中学校で開催した一日防災学校の関係を全校に広げていく関係でございます。

これにつきましては、いま、議員からも御指摘がありましたように、やはり、事前準備に時間がかかることが課題だということは聞いております。そんな中で、まずは1回やりましたことによって、多少のノウハウとございますか、そんな部分も蓄積されたと思います。それを重ねることによりまして、事前準備のあり方等々もマニュアル化、簡略化できてるかというふうに思いますので、今後につきましては、教育委員会としてもマニュアル化等々に向けた準備等々を検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、佐藤秀靖君の質問は終了しました。

ここで、午後1時15分まで休憩いたします。

午後12時04分 休憩

午後1時14分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

次に、大栗民江君の質問を行います。

5番大栗民江君。

○5番（大栗民江君） -登壇-

通告に従い、一般質問をします。

1件目に、若者世代を支援する取り組みについてお伺いします。

1項目は、新婚新生活の経済的支援の取り組みについてです。

少子化対策や若者の定住促進策の一環として、国による地域少子化対策重点推進交付金、結婚新生活支援事業を活用した取り組みが全国で広がっています。

結婚新生活支援事業は、結婚に伴う経済的な負担を軽減するため、新生活をスタートする際の住まいに対して、住居の取得費、または、賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、引っ越し費用などの支援を行う自治体を対象に国が自治体による支援額の一部を補助する制度で、平成30年度からは地域少子化対策重点推進交付金の中における一事業として実施されています。

制度開始時の補助上限額は18万円でしたが、平成29年度から24万円に拡充し、現行は、夫婦とも34歳以下で世帯年収約480万円未満の夫婦に上限30万円、奨学金を返済している世帯は奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除できるという制度ですが、所得要件が厳しい、また、晩婚化が進展している実態にそぐわないなどの現状を踏まえ、国は、令和3年度から、結婚新生活支援事業について補助額を倍増し、年齢や所得の要件緩和など制度拡充を明らかにしています。

私は、平成28年第3回定例会で、この結婚新生活支援事業を活用した経済支援や婚活、結婚支援の取り組みに市独自で応援する支援策の考えについて質問していますが、その後、コロナ禍となり、社会や暮らしは大きく変わり、昨年における結婚式の延期や中止はおおよそ24万組、経済損失約8,500億円に上るとのブライダル業界が調査した結果が報道されており、長期化するコロナ禍は、出会いの場や結婚式への影響のみならず、雇用環境に対しても大きな影響をもたらし、経済的な理由から結婚や出産に踏み出しにくくなってきている若い世代を応援する支援が必要と考え、改めて質問させていただきます。

初めに、厚生労働省が公表した速報値によりますと、令和2年の婚姻件数は53万7,583組で、一昨年より7万8,069組減り、減少率は12.7%と、昭和25年に次ぐ大幅な減少となっています。さらに、出生数に至っては、87万2,683人と前年より2万5,917人の減少で過去最少を更新し続けていますが、本市における婚姻数と出生数はどのように推移されているのでしょうか。

本市では、一生結婚するつもりはないという独身者は、男性3.8%、女性6.5%という状況で、9割以上の男女は結婚に対し何らかの意思はあることが想定されています。また、結婚して将来持ちたいと思う子供の数は2人から3人以上と希望する独身者が7割以上と想定されています。

結婚を希望する若者への支援策として市で行われている出会い総合サポート事業は今年度で終了となりますが、各課が課題を共有し、少子化対策の入り口となる結婚支援の推進は重要と思います。

室蘭市では、今年度から、結婚・出産新生活応援事業

として、市の独自支援を上乗せした事業を開始されています。市の立地適正化計画で定める、住んでいただきたい区域に誘導する施策を兼ねた支援事業となっているため、子育て支援、少子化対策でありながらも、結婚新生活支援事業の推進は都市建設部都市政策推進課が担当されています。結婚後、妊娠、出産を機に改めて引っ越しをする若年世帯が多いことから、出産世帯にも結婚世帯と同じ支援を行い、誘導区域内に引っ越された結婚世帯、出産世帯は、ともに1年目30万円、2年目12万円、区域外はその半額と、最大4年間、補助上限額は84万円で、結婚世帯の1年目に結婚新生活支援事業の交付金制度を活用して事業を開始されています。

室蘭市以外の自治体でも、市民福祉部や教育課、企画経済部や住民生活課など、結婚新生活支援事業推進の上乗せや縮小は地域の実情に応じてさまざまで、結婚新生活支援事業とは別建てで経済的支援策を行っている自治体も多くあります。富良野の未来を担ってくれる若者世代に対する富良野市の取り組みの一つに、住まいに対する結婚新生活支援にも取り組むべきと思いますが、市の考えについて伺います。

2項目めは、結婚新生活支援事業についてです。

平成28年第3回定例会における質問では、結婚新生活支援事業については全国96自治体の状況なので、国の補助制度について、今後、継続するのかを含めて調査させていただくとの答弁でした。令和2年11月時点で地域少子化対策重点推進交付金制度を活用した結婚新生活支援事業を実施している自治体は、道内において5市15町4村が実施されています。国による総合的な少子化対策では、結婚、妊娠、出産、乳幼児期を中心とする子育てを応援する環境整備を図るための事業メニューの一つとして結婚新生活支援事業があり、内閣府子ども・子育て本部が推進されていますが、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る住居に対する補助制度を継続されており、令和3年度からは、都道府県を中心とした都道府県主導型連携コースを新設し、市町村が行う一般コースの対象世帯も拡充される見込みです。

結婚をしたいと考えるカップルが新たなスタートを踏み出す一助となり、新居をどこにするかを考える際に、この制度により背中を押され、富良野市に定めてくだされば、若い家族を呼び込むことにもつながると思いますが、結婚新生活支援事業について見解をお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

大栗議員の御質問にお答えします。

1件目の若者世代を支援する取り組みについての1点目、結婚新生活の経済的支援の取り組みについてであり

ますが、本市の令和2年の婚姻数は90組、出生数は126人となっており、推移としては、増減を繰り返しながら全体としては微減している状況となっております。

次に、住まいに対する新婚、新生活支援の取り組みがありますが、本市では、住宅改修等促進事業として、住宅改修等促進事業の多世代同居住宅取得等補助金、住宅リフォーム補助金、住宅耐震改修促進補助金、UIJターン住宅支援がんばる企業応援補助事業を設けるとともに、まちなか居住促進事業として、引っ越し費用の一部を、新婚も含め、助成しているところであります。

なお、結婚新生活支援としては、第6次総合計画の重点施策、「輝く。つながり合う。ひとのWA!」、富良野ならではの子育て環境づくりとして、既存の住宅支援事業に結婚新生活支援事業の活用を含め、今後、検討してまいります。

○議長（黒岩岳雄君） 続けて、御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-

大栗議員の御質問にお答えいたします。

2点目の結婚新生活支援事業についてであります。国は、少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼすことから、結婚、妊娠、出産、子育ての問題の重要性を社会全体として認識し、少子化という国民共通の困難に立ち向かうため、令和2年、第4次となる少子化社会対策大綱を決定し、各種少子化対策を進めております。

結婚新生活支援事業は、その対策の一部であり、平成28年度より導入され、新婚世帯に対し、新居の住宅費や新居への引っ越し費用を補助するもので、本市におきましては、さきの市長答弁でありましたとおり、現在実施している住宅支援施策等の拡充などを検討するものであります。

なお、本市における少子化、子育て支援対策といたしましては、妊娠、出産、子育てをする世帯に対し、ライフステージごとの切れ目のない子育て支援を実施しており、新年度においては、各種の子育て支援サービスなどさまざまな子育て情報をホームページに掲載し、子育て情報の見える化に努めるとともに、市公式LINEアカウントによる子育てチャットボット機能の導入を進め、より活用しやすい子育て情報の発信を行ってまいります。

また、既存事業、拡充事業、新規事業を組み合わせ、子育て支援パッケージとして取り組んでまいります。具体的には、従来のおむつ券、衛生ごみ袋、記念写真並びにフォトフレームの贈呈や市立図書館によるブックスタート事業での本の贈呈に加え、これまで対象が第3子以降だった多子世帯出産祝い金、第3子以降の就学助成金につきましては、第2子以降に拡充することにより、経済的負担を軽減するとともに、新たに、新生児に対し、

子どもの木育スタート事業として、富良野産木材を加工した積み木の贈呈を予定しております。

これらの事業につきましては、次期総合戦略の重点施策、富良野ならではの子育て環境づくりにおける具体的施策であり、今後とも、若者を含む子育て世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 再質問ございますか。

5番大栗民江君。

○5番（大栗民江君） それでは、若者世代を支援する取り組みについて、1項目、2項目をまとめてになるかと思えますけれども、再質問をさせていただきたいと思えます。

いま、るる御丁寧な答弁をいただいたところであります。実は、昨年9月に60万円に倍増されるということが話題になって、SNSを見られた市民から、すぐに、いま、おつき合いされている方がいて、結婚したいと考えているんだけどという問い合わせが私のところにもあったところです。現在、この事業を導入していない富良野市は基本的には対象外ですが、30万円でもいいから新婚補助があれば、本当に助かるのというお声が親御さんからもありました。

富良野は、いま御答弁のように、各段階で切れ目のないさまざまな支援策を行っていただいているところですが、結婚というところに関しては経済的支援策が不足ぎみなのかなと私は思っております。

今回、国の事業が拡充されるのに伴って、平成29年度からこの結婚新生活事業に継続して取り組まれている石狩市では、この事業により3年間で36世帯に支援をして、1世帯でお2人ですので、うち6割が市外からの転入者で、効果があると判断され、新年度から60万円の費用補助を計上されて、今回、議会で審議されているということがあります。

御答弁では、切れ目のない支援と、また、既存のものに加えて、新婚世帯も含め、活用を検討していくということでしたが、子育て前の結婚における経済支援にも力を注いでいけば、沿線は余り導入しているところがないから、富良野に若い世代を呼び込むことにもつながると思います。

今後、出会い総合サポート室はなくなりますけれども、積極的に前向きに検討を進めていただきたいと思います。この活用の検討について具体的内容があるのであれば、お伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。（「休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時40分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） 大栗議員の再質問に御答弁させていただきます。

個別の事業の内容にはなりませんけれども、議員の御指摘のとおり、若者世代、とりわけ子育てに御苦労されている方々に対する支援の重要性については十分理解をさせていただいております。

先ほども一部触れましたけれども、新婚、新生活という事業ではありませんけれども、市で住まいに対する新婚の方も含めた支援はさせていただいております。しかしながら、こうした制度もさらに充実していくことは重要というふうに思っておりますし、1点だけではなくて、教育長のほうからも答弁させていただきましたが、結婚、妊娠、出産、保育、教育といった幅広いところまでの子育て支援というのが必要だというふうに思っております。そのうちの一つとして、国が提案している新婚、新生活に対する支援というのも活用させていただいて、その支援の充実につながるのであれば、これも大事なことになってこようかというふうに思っております。

ただ、これをリンクさせるのにどのような手法がとれるのか、いま富良野市で持っている既存の事業とこれをどういうふうに合わせていくのかというのがまだ明確になっておりませんので、少し研究をさせていただいて、将来的には国の提案している支援のあり方にも取り組めるように検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、大栗民江君の質問は終了しました。

暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時44分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、水間健太君の質問を行います。

8番水間健太君。

○8番（水間健太君） -登壇-

通告に従い、順次、質問いたします。

選挙における新型コロナウイルス感染症対策について質問をします。

本年10月に衆議院議員の任期が満了することから、本市にとっては、新型コロナウイルス感染拡大後、初めての選挙となることが確実です。

選挙における感染症対策については、総務省や北海道から一定の指針などが出されております。総務省からは、選挙に係る新型コロナウイルス感染症対策の調査結果を踏まえ、一つ目に、他団体の取り組み事例も参考に、マスクなどの着用や消毒液の設置など感染防止対策を初め、期日前投票所の増設や開設期間及び投票時間の延長などの期日前投票に関する取り組み、開披台の増設など開票に関する取り組みを積極的に行うこと、その際、人員の確保や予算措置、資材施設の手配など、調整や準備に時間を要するものについては、保健福祉部局等の関連部局とも連携しながら、あらかじめ検討を行っておくこと、二つ目に、投票所の混雑状況の情報提供をした旨の回答をした団体が少なかったことから、投票所等の混雑状況について積極的な情報提供に努めることとお知らせがありました。また、北海道からは、選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症対策として、具体的な例を記載した文書も出されています。

国内において、ワクチン接種が順次始まってはいるものの、収束に向けては依然混沌としていることから、総務省や北海道の指針や他団体の取り組みを参考に、本市においても、市民が安心して選挙権を行使できる体制整備と投票事務に従事する職員の安全確保のため、対策を講じる必要があります。衆議院解散の可能性もあることから、いつ選挙が行われても、万全な体制のもと、選挙が実施されるために質問をいたします。

1項目めは、投票所における対策についてです。

投票所においては、出入り口での混雑や筆記用具などの共用、飛沫の飛散など、感染リスクが高くなる事例が多く発生することが想定されます。また、当日、体調不良者に対して来場を控える要請もできないことから、体調不良者への対応も検討する必要があります。選挙における対策としては、投票所での対策が主な取り組みになるかと思っておりますので、まずは、投票所における対策について、5点確認をさせていただきます。

1点目に、投票所出入り口の混雑対策及び感染防止対策に対する検討状況をお知らせください。

2点目に、投票日当日、体調不良者への対応のため、専用の記載台を用意するなどの対応が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目に、マスク、消毒液、ビニールシート、アクリルパネルなど、感染防止対策のための資材調達の考え方とその財源についてお知らせください。

4点目に、投票記載台における消毒作業や筆記用具の

取り扱いなどの感染防止対策の検討状況をお知らせください。

5点目に、スポーツセンターや学校体育館などの広い施設を利用することも感染防止対策として有効であると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、2項目めは、開票所における対策について伺います。

開票所においても、作業が長時間になることや、開票作業従事者の人数と会場の広さによっては3密の状況になり得る可能性が高いかと思えます。

対策について、3点お伺いいたします。

1点目に、開票作業に当たる人員はどの程度を想定しているのか、お伺いいたします。

2点目に、開票作業を行う会場は従来の場所を利用するのか、広い施設の確保も検討が必要かと思えますが、見解をお伺いいたします。

3点目に、開票立会人や参観人に対する感染防止対策の周知はどのように行うのか、お伺いいたします。

次に、3項目めは、投票事務従事者の安全確保についてお伺いいたします。

選挙において感染リスクが高いのは、その事務に従事する職員であり、安全確保や対策は選挙において最も注力すべきことだと思います。感染症対策のため、従来よりも多くの人員が必要になることが考えられますが、感染リスクを軽減するためには接触機会を減らすことであることから、十分な感染症対策を行いながら、できる限り少ない人数での投票事務の検討も必要です。また、事務に従事した職員が新型コロナウイルスに感染した場合も想定して、人員配置を行う必要もあるかと思えます。

1点目に、投票事務に当たる必要人員はどのくらいになるのか、お伺いいたします。

2点目に、感染症対策のため、通常時よりも多くの人員が必要になることが想定されますが、市職員だけで対応可能なのか、見解をお伺いいたします。

3点目に、投票所入り口での体調確認などの簡単な作業を民間事業所等へ委託することも人員削減には有効と考えますが、見解をお伺いいたします。

4点目に、可能な限り投票所を集約するなど、投票事務従事者の人員削減を図ることに対する見解をお伺いし、1回目の質問を終わります。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

選挙管理委員会委員長伊藤和朗君。

○選挙管理委員会委員長（伊藤和朗君） ー登壇ー

水間議員の選挙における新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、ことしは衆議院議員の任期満了の年でありまして、遅くとも10月までには総選挙が実施されます。

御質問の1点目の投票所における対策についてであります。投票所入り口での感染防止対策につきましては、入り口付近にマスクの着用依頼を掲示するとともに、検温の実施と手指消毒のための消毒用アルコールの配置、さらに、定期的な換気を行います。また、混雑対策といったしましては、有権者が多い市街地の投票所7カ所と山部福祉センターの投票所においては、混雑の際における密集を避けるため、入場制限などの対応を図ってまいります。

次に、選挙当日の体調不良者に対応する記載台の専用スペースの確保につきましては、受け付けの際に体温の高い方及び体調が悪いと申し出があった方については、別途、記載台に準じるスペースを確保してまいります。

次に、感染症対策のための資材の調達につきましては、消毒用アルコール及び受付と投票従事者用パーティションなどを準備してまいります。また、その財源につきましては、国政選挙であることから、基本的には国費対応になるものと考えております。

次に、投票記載台における感染防止対策につきましては、投票記載台の定期的な消毒や消毒済みの筆記用鉛筆を用意してまいります。なお、持参した筆記用具も使用できることを周知いたします。

次に、スポーツセンターや学校体育館など広い施設を投票所に利用する考えにつきましては、衆議院の解散、総選挙は、投票日が不確定であり、利用者や学校などに影響を与えることから、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に図りながら、現行の投票所を利用してまいります。

2点目の開票所における対策についてであります。開票作業に当たる人員につきましては、平成29年の衆議院議員総選挙では、事務従事者総数69名で開票業務に対応いたしました。今回は、密集を避けるため、開披と点検業務の人員を兼務として、前回より約10名の減員を予定し、開票業務に当たってまいります。

次に、開票作業を行う会場につきましては、作業人員を減らして対応するなど、感染防止対策を図り、市役所大会議室を予定しております。

次に、開票立会人、参観人に対する感染防止対策につきましては、マスク着用とアルコール消毒、検温をしていただくことを市ホームページや開票所入り口の掲示等で周知してまいります。

3点目の投票事務従事者の安全確保についてであります。投票事務に当たる必要人員や民間事業者等に委託する考えにつきましては、投票事務従事者は、選挙管理委員会が委嘱しており、有権者数が多い市街地の投票所7カ所と山部福祉センターの投票所に感染防止対策に必要な人員を増員するため、追加で委嘱することから、民間事業者等への業務委託は考えておりません。

次に、投票所を集約することによる投票事務従事者の削減につきましては、投票所を集約することで市街地の投票所ではより混雑することが想定されることから、現状の体制で投票業務に当たっていく考えであります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 再質問ございますか。

8番水間健太君。

○8番（水間健太君） それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、投票所における対策ということで、いま、出入り口の対策をお答えいただきましたけれども、入場制限を行う場合もあるというような答弁をいただきました。

入場制限を行うところであれば特になんですけれども、同じ時間帯に多くの投票者が来て混雑した場合、ソーシャルディスタンスをとることはもちろんだとは思いますが、投票所内での間隔は、北海道から出されている指針でも、当たり前ですけれども、2メートル程度の間隔をとるようにということでお知らせがあります。

そういった場合、入場制限を行うというふうになると、なおさら、屋内に入り切れず、屋外で待機するというような状況も生まれてくるのではないかなと思いますが、そういった場合の対応についてのお考えをお知らせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

選挙管理委員会事務局長大内康宏君。

○選挙管理委員会事務局長（大内康宏君） 水間議員の再質問にお答えいたします。

入場制限について、混雑した場合の屋外での対応ということでございますけれども、入場制限につきましては、屋内で投票するときに、いままでですと何人も入って待機という形がとれたのですけれども、やはり、新型コロナウイルス対策上、投票所内に人が多く入ることは思わしくないということで、人数がある程度多くなってきた場合には、受け付けを一旦中止して、中の人数が多くなるような形で受け付けをしていかなければならないというふうに考えています。

その場合、屋外で人が待機するような形になるということで、間隔をとって並んでいただくような指導をするために職員を増員して配置する考えで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

8番水間健太君。

○8番（水間健太君） 屋外で待機する発生したらどうするんだという質問をさせていただきましたけれども、できる限りそういったことを回避する努力というのが必要ではないかということで質問させていただいたのです。

そういった点では、最初の1回目の質問でも少し取り

上げさせていただきましたけれども、それぞれの投票所の混雑状況についての情報提供、例えば、ホームページなり、いまは市のフェイスブックもやっていますから、そういったもので投票所の混雑状況を発信するという取り組みも必要かと思えます。そのあたりの考え方についてお知らせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

選挙管理委員会事務局長大内康宏君。

○選挙管理委員会事務局長（大内康宏君） 水間議員の再々質問にお答えします。

投票所の混雑状況をホームページ等で発信していくというようなお話でございますけれども、いまのところ、投票所がどの程度混んでいるか、こちらのほうで受け付けて、リアルタイムでホームページで公表という形をとれるかどうか、できるかどうか、こちらのほうでまだ検討しておりませんので、その辺がどのような形でできるか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

8番水間健太君。

○8番（水間健太君） 次に、少し細かい質問になるんですけども、投票所での資材の関係で、出入り口でマスクの着用であったりアルコール消毒、または検温等を周知する、お願いするような掲示をするということでありましたけれども、まず、検温作業については、会場で検温器などを置いて行わないで、それぞれの御家庭ではかってから来てもらうよう周知するということがよろしいのか。

もう一つ、細かい質問になりますけれども、いまの状況ですと、皆さんもマスクを着用するのが当たり前のような感覚でいると思いますけれども、人数が多くなりますから、中にはマスクをしないで来場する方もいらっしゃるかと思います。そういった方に、別途、マスクを用意しておくとか、マスク着用をお願いなど、そのあたりの考え方についてお知らせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

選挙管理委員会事務局長大内康宏君。

○選挙管理委員会事務局長（大内康宏君） 水間議員の御質問にお答えいたします。

まず、投票に際しての検温につきましては、投票に来られる前に御家庭で検温していただくのはもちろんですけれども、投票所で受け付けをする段階で、手ではかる簡易な器械があるのでございますけれども、そちらのほうを各投票所に準備いたしまして、検温を実施し、通常の方はそのまま投票していただきまして、体温の高い方については別のところで投票していただくような形をとらせていただきたいと思いますというふうに考えております。

マスクの着用につきましては、入り口とか、広報とかホームページでお知らせをするのですけれども、マスク

を着けないで来られた方用に各投票所でもマスクを準備して、着けていない方には着けていただくように、こちらのほうでお願いをしていくような取り組みをしていきたいと考えております。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

8番水間健太君。

○8番（水間健太君） 続いて、いまは当日の投票所についていろいろ質問させていただきましたけれども、期日前投票所について確認をさせていただきたいと思いません。

期日前投票所に関しては、主要な箇所には何か所か用意するとは思いますが、例えば、多くの方が利用している大型の福祉施設事業所などの利用者が投票する場合は、私が聞いた話だと、バスでの送迎を行って、本庁舎のほうに来場して投票しているというような話を聞きました。

特定の名前は出せませんが、障害者福祉施設では、利用者が二、三十人バスに乗り込んで、職員が五、六回往復で送迎をするというふうに聞きましたけれども、そういった福祉施設に関しては、クラスターの心配だったり可能性もあることから、できる限りというか、しっかりと対策を講じていく必要があると思います。

従来であると、その福祉施設からバスで本庁舎のほうに来場すると思いますけれども、現在、市庁舎の建設工事もして、入り口などがかなり狭い状況になっていると思います。そういった方は、従来のように本庁舎のほうに送迎してもらうのではなくて、例えば、移動投票所の利用だったり、その施設で期日前投票を行えるような臨時的期日前投票所を設置するというような検討も必要かと思いますが、そのあたりの考え方についてお知らせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

選挙管理委員会事務局長大内康宏君。

○選挙管理委員会事務局長（大内康宏君） 水間議員の御質問にお答えいたします。

福祉施設に入られている方が期日前投票で多く来られる場合の対応ということです。

いままでは、そのような形でバスで二、三十人来られているという対応だったのでございますけれども、今回、新型コロナウイルスということで、施設のほうとはまだ具体的な話はしていないのですけれども、やはり、いままでどおりというわけにはいかないということで、バスに乗り込む人数を少なくして来ていただくなどの対応をとっていかねばならないというような考えをしております。

ですから、期日前投票所の箇所をふやすですとか、移動投票所というところまでは現在のところは考えておらず、人数を少なくして回数を多くするとか、そういう対応をとっていただくような形で行っていききたいというふ

うに考えております。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。
8番水間健太君。

○8番（水間健太君） 続いて、開票所における対策についてお伺いいたします。

開票立会人への周知については理解したところですが、衆議院選挙なので、そこまで多くはならないと思いますが、参観人に関しては当日の人数を制限することはなかなか難しいと思います。こちらについても、北海道のほうから、あらかじめ入場できる人数を定めて告示をする方法もあるというふうなことも書かれておりますが、そのあたりの考え方についてお答えください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。
選挙管理委員会事務局長大内康宏君。

○選挙管理委員会事務局長（大内康宏君） 水間議員の再質問にお答えいたします。

参観人に関しての人数制限についてでありますけれども、富良野市の開票所の人数制限につきましても、どの選挙でも人数制限を設けておまして、国政選挙では、毎回、20名という人数制限を設けておまして告示しております。

ただ、先ほど水間議員の御指摘にもありましたとおり、国政選挙ということで、参観人が20名を超えるということではなくて、例年、10名も行かないような参観人数ですので、そこまで混雑するような状況になるというふうには考えておりません。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。
8番水間健太君。

○8番（水間健太君） 続いて、投票事務従事者の安全確保について質問します。

当日は、かなりの人数の投票事務従事者、職員に手伝ってもらえることになると思います。投票事務従事者の体調管理については、当日、それぞれ確認していただくようになると思うのですが、発熱や体調不良など、事務に来ない基準というか、例えば、体温が何度以上でどのような体調不良があったら作業には来ないでくれというような基準を設けるのかどうか、そのあたりについてお聞きします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。
選挙管理委員会事務局長大内康宏君。

○選挙管理委員会事務局長（大内康宏君） 水間議員の再質問にお答えいたします。

開票事務従事者の体調管理で基準を設けるかということでございますけれども、開票事務従事者につきましても、体温測定で基準の37.5度を超えた方については、一応、疑いがあるということで計測を行っておりますので、そのような基準で検温していただいて、体温が高い方については従事から外れていただくような形をとっていき

たいというふうに考えております。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。
8番水間健太君。

○8番（水間健太君） 最後に、こういった新型コロナウイルス対策に関しては非常に細かい点があって、気にすれば切りがないほどあるかと思えます。こちらについては、こういう状況ですので、選挙管理委員会だけの管理体制というのは非常に難しい状況であると思えます。北海道や総務省のほうからも、保健福祉部局との連携をしっかりと図っていくというようなことが通達であります。投票日だけではなく、その後の通常の行政業務にも影響がないようにしっかりと連携しながら進めていかねばいけません。

改めて、その連携の点について、見解を伺います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。
選挙管理委員会事務局長大内康宏君。

○選挙管理委員会事務局長（大内康宏君） 水間議員の御質問にお答えいたします。

選挙、投票に関して、その後についての保健福祉部との連携ということでございますけれども、投票事務に関しましては、当然、選挙管理委員会の職員だけではできないということで、全庁的な各部の職員に投票事務を依頼しましてお手伝いいただいているところでございます。その中で、投票所の手続ですとか開票所の手続という形については、事前に書類をつくりまして従事者にお知らせしているところでございます。

そのような中で、新型コロナウイルスの関係で投票について何か問題があれば、御指摘をいただきながら対応していくという形で、連携を図っていきたいというふう

に考えております。
○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。
（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、水間健太君の質問は終了いたしました。

散 会 宣 言

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明10日、11日、12日は予算特別委員会開催のため、13日、14日は休日のため、15日、16日は議案調査のため、休会です。

17日の議事日程は、当日御配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時12分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3年 3月 9日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 関 野 常 勝

署名議員 家 入 茂